

●アメリカン・エクスプレスのビジネス・カード会員規約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
<表紙> <u>アメリカン・エクスプレス・</u> ビジネス・カード会員規約	<表紙> <u>アメリカン・エクスプレスの</u> ビジネス・カード会員規約
<b>第1章 一般条項</b>	<b>削除</b>
<p>第1条（会員およびビジネス・カード等）</p> <p>1. 「ビジネス・カード」または「カード」とは、アメリカン・エクスプレス・<u>ビジネス・カード</u>またはビジネス・ゴールド・カード、またはビジネス・プラチナ・カードをいいます。ビジネス・カードは次項（2）および（3）の個人に対して発行されます。</p>	<p>第1条（会員およびビジネス・カード等）</p> <p>1. 「ビジネス・カード」または「カード」とは、アメリカン・エクスプレス・<u>ビジネス・グリーン・カード</u>またはビジネス・ゴールド・カード、またはビジネス・プラチナ・カードをいいます。ビジネス・カードは次項（2）および（3）の個人に対して発行されます。</p>
<p><b>第10条（カード利用代金等の支払い）</b></p> <p>1. 当社は、カード利用代金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用代金等もあわせて、別途定める毎月の所定日に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を交付します。『ご利用代金明細書』の交付は、原則として、電磁的方法により行われるものとします。基本カード会員は当社所定の方法により、『ご利用代金明細書』をインターネットで閲覧することができます。ただし、当社がカードご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合は、『ご利用代金明細書』を郵送にて送付する場合があります。また、基本カード会員が『ご利用代金明細書』の郵送を希望する場合は、基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付します。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、2週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用代金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日（ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。）に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員が指定する<u>口座</u>から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるもの</p>	<p><b>第10条（カード利用代金等の支払い）</b></p> <p>1. 当社は、カード利用代金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用代金等もあわせて、別途定める毎月の所定日に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を交付します。『ご利用代金明細書』の交付は、原則として、電磁的方法により行われるものとします。基本カード会員は当社所定の方法により、『ご利用代金明細書』をインターネットで閲覧することができます。ただし、当社がカードご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合は、『ご利用代金明細書』を郵送にて送付する場合があります。また、基本カード会員が『ご利用代金明細書』の郵送を希望する場合は、基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付します。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、2週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用代金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日（ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。）に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員が指定する<u>お支払い口座</u>から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することがで</p>

<p>とします。ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を<u>当社の指定する銀行口座</u>への振込による方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。</p>	<p>きるものとし。ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を<u>当社指定の銀行口座</u>への振込による方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。</p>
<p>2. 法人会員または基本カード会員が当社指定の<u>口座</u>への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、法人会員および基本カード会員は、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとし。ます。</p>	<p>2. 法人会員または基本カード会員が当社指定の<u>銀行口座</u>への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、法人会員および基本カード会員は、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとし。ます。</p>
<p><b>第 11 条（会員資格の一時停止および取消し等・期限の利益の喪失）</b></p> <p>1. 当社は、次の各号に 1 つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとし。ます。なお、基本カード会員の会員資格が取り消された場合、当然に法人会員の会員資格も取り消されます。また、法人会員の会員資格が取り消された場合、当然に基本カード会員の会員資格も取り消されます。この場合、追加カード会員は、法人会員または基本カード会員に対する当社の措置に従うものとし。ます。<u>当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとし。ます。</u></p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 第 10 条第 1 項に定める自動振替による支払いのために必要な<u>決済口座</u>の設定手続きが完了していない場合。</p> <p>(14) (略)</p>	<p><b>第 11 条（会員資格の一時停止および取消し等・期限の利益の喪失）</b></p> <p>1. 当社は、次の各号に 1 つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとし。ます。なお、基本カード会員の会員資格が取り消された場合、当然に法人会員の会員資格も取り消されます。また、法人会員の会員資格が取り消された場合、当然に基本カード会員の会員資格も取り消されます。この場合、追加カード会員は、法人会員または基本カード会員に対する当社の措置に従うものとし。ます。（以下削除）</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 第 10 条第 1 項に定める自動振替による支払いのために必要な<u>お支払い口座</u>の設定手続きが完了していない場合。</p> <p>(14) (略)</p>

<p>(新設)</p>	<p>3. <u>会員は、当社が第1項に基づく措置をとる権限を持つことを確認し、同項に基づく措置により会員に損害、費用が発生した場合であっても、当社が責任を負わないことを確認します。</u></p>
<p><b>第15条 (届出事項の変更)</b></p> <p>1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス、会社名、会社住所、<u>会社代表者およびその印鑑もしくは署名鑑</u>、<u>会社の実質的支配者</u>、事業内容、カード利用代金等の<u>指定支払口座</u>または支払方法等当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。</p>	<p><b>第15条 (届出事項の変更)</b></p> <p>1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス、会社名、会社住所、(削除) 会社の実質的支配者、事業内容、カード利用代金等の<u>指定のお支払い口座</u>または支払方法等当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。</p>
<p>(2022年4月1日改定)</p>	<p><u>(2023年1月31日改定)</u></p>

●ペイフレックス特約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
<p><u>ペイフレックス・あとリボ特約</u> <u>第2条（ペイフレックス登録）</u></p> <p>1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）（以下「当社」といいます。）が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、<u>(1) 当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2) あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合（ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします）、（以下(1) (2) あわせて「ペイフレックス登録」といいます）に、本特約および会員規約に従い、ペイフレックスを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ペイフレックス登録はカードを特定した上で行います。</u></p>	<p><u>ペイフレックス特約</u> <u>第2条（ペイフレックス登録）</u></p> <p>1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）（以下「当社」といいます。）が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、<u>あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録（以下「ペイフレックス利用登録」といいます。）をした場合に、本特約および会員規約に従い、ペイフレックスを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ペイフレックス登録はカードを特定した上で行います。</u></p>
<p>2. 当社は、<u>必要があると認める場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のペイフレックス登録を解除し、またはペイフレックスの利用を一時停止することができるものとします。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>必要があると認める場合（カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含みます。）には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のペイフレックス登録を解除し、またはペイフレックスの利用を一時停止することができるものとします。</u></p>
<p>3. ペイフレックス登録は、原則として登録時に郵送物送付先住所が日本国内に設定されている会員に限り認められます。また、支払方法として会員指定の<u>支払口座</u>からの自動振替の方法をとっている場合に限り認められます。会員が、これらの条件を満たさなくなった場合、ペイフレックスの登録および利用については当社の指示に従うものとします。</p>	<p>3. ペイフレックス登録は、原則として登録時に郵送物送付先住所が日本国内に設定されている会員に限り認められます。また、支払方法として会員指定の<u>お支払い口座</u>からの自動振替の方法をとっている場合に限り認められます。会員が、これらの条件を満たさなくなった場合、ペイフレックスの登録および利用については当社の指示に従うものとします。</p>
<p>4. 会員は、いつでもペイフレックス登録を解除できますが、その場合には、当社からの請求に基づき、<u>ペイフレックス利用代金の未決済残高を一括でお支払いいただきます。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><b>第3条 (ペイフレックスの利用)</b></p> <p>(新設)</p> <p>1. <u>会員規約第4条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用のうち自己の営業のためになされたものにつき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに所定の方法で支払区分変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いの指定があったものとして取扱います。加盟店でのカード利用が営業のためになされたものでないものについては、ペイフレックスを利用することはできません。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><b>第3条 (ペイフレックスの利用)</b></p> <p>1. <u>ペイフレックスには、本条各号に定める方式があります。本条各号のいずれの場合においても加盟店でのカード利用が営業のためになされたものでないものについては、ペイフレックスを利用することはできません (ペイフレックスについて、割賦販売法第3章による保護は適用されません。)</u></p> <p><u>(1)ペイフレックス あとリボ(利用後にリボ変更を指定する方式)</u>  <u>会員規約第4条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用のうち自己の営業のためになされたものにつき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに所定の方法で支払区分変更の申出としてリボルビング払いへの変更を申し出て、当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いの支払区分として取り扱う方式をいいます。</u></p> <p><u>(2)ペイフレックス あと分割(利用後に分割払いへの変更を指定する方式)</u>  <u>会員規約第4条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用のうち自己の営業のためになされたものにつき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに所定の方法で支払区分変更の申出として分割払いへの変更を申し出て、当社が適当と認めた場合に、分割払いの支払区分として取り扱う方式をいいます。</u></p>
<p>2. 会員は、本特約に基づく<u>リボルビング払い</u>が、割賦販売法の適用を受けないことについてあらかじめ同意するものとします。</p>	<p>2. 会員は、本特約に基づく<u>リボルビング払い</u>または<u>分割払い</u>が、割賦販売法の適用を受けないことについてあらかじめ同意するものとします。</p>
<p><b>第4条 (<u>リボルビング払い利用可能枠</u>)</b></p> <p>1. 当社は、ペイフレックス登録に際して、基本カード会員ごとに<u>リボルビング払い利用可能枠</u>を設定し、</p>	<p><b>第4条 (<u>ペイフレックス利用可能枠</u>)</b></p> <p>1. 当社は、ペイフレックス登録に際して、基本カード会員ごとに<u>ペイフレックス利用可能枠</u>を設定し、対</p>

<p>対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。</p>	<p>象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。</p>
<p>2. 当社は、会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時<u>リボルビング払い利用可能枠</u>を増額または減額することができるものとします。<u>ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があった場合は、従前の利用可能枠に戻すものとします。</u></p>	<p>2. 当社は、会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時<u>ペイフレックス利用可能枠</u>を増額または減額することができるものとします。<u>ただし、本項に基づき増額を行った際に、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があったときは、従前のペイフレックス利用可能枠に戻すものとします。</u></p>
<p>3. <u>リボルビング払い利用可能枠</u>は、基本カード会員および追加カード会員のペイフレックス利用代金の未決済残高について適用され、会員は、<u>リボルビング払い利用可能枠</u>を超えない範囲内でペイフレックスを利用できるものとします。なお、<u>リボルビング払い利用可能枠超過</u>の判断は、当社のシステム上行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。</p>	<p>3. <u>ペイフレックス利用可能枠</u>は、基本カード会員および追加カード会員のペイフレックス利用代金の未決済残高について適用され、会員は、<u>ペイフレックス利用可能枠</u>を超えない範囲内でペイフレックスを利用できるものとします。なお、<u>ペイフレックス利用可能枠超過</u>の判断は、当社のシステム上行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4. 毎月の締切日において、<u>リボルビング払いおよび分割払いのご利用代金の未決済合計額がペイフレックス利用可能枠を超過した場合、次条から第7条までの規定にかかわらず、会員はその超える金額を、当社からの請求に基づき、次条の弁済金および第7条の分割支払金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。</u></p>
<p><b>第5条 (<u>ペイフレックス利用代金の支払</u>)</b></p> <p>1. <u>ペイフレックス利用代金とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われるカード利用代金を言います。</u>基本カード会員は、毎月の締切日における<u>ペイフレックスの利用代金の未決済残高</u>に応じて、次条に定める<u>手数料と元本との合計額</u>として、<u>別表の弁済額表</u>の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金（ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁</p>	<p><b>第5条 (<u>リボルビング払い利用代金の支払</u>)</b></p> <p>1. <u>リボルビング払い利用代金等とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われるカード利用代金等を言います。</u>基本カード会員は、毎月の締切日における<u>リボルビング払いの利用代金の未決済残高</u>に応じて、次条に定める<u>手数料とご利用代金に対する弁済の合計額</u>として、<u>別表1. リボルビング払いの弁済額表</u>に基づく弁済金（ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその</p>

<p>済金に満たない時はその合計額)を支払うものとします。</p>	<p>合計額)を支払うものとします。</p>
<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ペイフレックス利用代金の未決済合計額が、理由の如何を問わず、ペイフレックス利用可能枠を超過した場合、会員はその超える金額を、前項の弁済金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。</u></p> <p><u>3. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第 10 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>4. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第 10 条第 8 項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金等に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。</u></p>	<p><u>2. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のリボルビング払いにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、リボルビング払い利用代金等に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第 10 条第 8 項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、リボルビング払い利用代金等に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第 10 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</u></p>
<p><b>第 6 条 (ペイフレックスに係る手数料)</b></p> <p>1. <u>ペイフレックス利用代金</u>については、各明細書作成対象期間（前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間）の各日の未決済残高に対して<u>当社が別途定め基本カード会員に通知する実質年率</u>による手数料を年 365 日（うるう年の場合は 366</p>	<p><b>第 6 条 (リボルビング払いに係る手数料)</b></p> <p>1. <u>リボルビング払いの利用代金</u>については、各明細書作成対象期間（前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間）の各日の未決済残高に対して<u>当社が別途定める基本カード会員に通知する手数料率（実質年率）</u>による手数料を年 365 日（う</p>

<p>日)の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。</p>	<p>るう年の場合は366日)の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。</p>
<p>2. <u>ペイフレックス利用代金</u>に対する手数料、<u>毎月の弁済金の具体的算定例は別表のとおりです。</u></p>	<p>2. <u>リボルビング払い利用代金</u>に対する手数料、<u>弁済金の具体的算定例は別表1. リボルビング払い(2)のとおりです。</u></p>
<p>3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、随時会員に通知することによって、<u>当該手数料率</u>を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日における<u>ペイフレックスご利用代金の未決済残高</u>および以降の未決済残高に対し適用されるものとします。</p>	<p>3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、随時会員に通知することによって、<u>第1項に定める手数料率</u>を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日における<u>リボルビング払いのご利用代金の未決済残高</u>および以降の未決済残高に対し適用されるものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b><u>第7条(分割払い利用代金等の支払および手数料)</u></b></p> <p>1. <u>分割払い利用代金等とは、ペイフレックスの適用に基づき分割払いとして扱われるカード利用代金等をいいます。分割払いを利用した場合の当該利用についての支払総額は、分割払いのご利用代金に別表2.分割払い(1)による分割払手数料を加算した金額となります。また、各回の分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額(1円単位の端数は最終回算入)となります。分割払いの支払回数、手数料率(実質年率)、計算方法は、別表2.分割払い(1)のとおりとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社は、あらかじめ会員に通知することによって、当該手数料率を変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>基本カード会員は、当社が別途定める方法に従い、分割払い利用代金等を一括して支払うことができます。この場合、当社は、当社所定の計算方法により算出された未発生の手数料の請求をせず、基本カード会員は、その余の金額を一括して当社に支払うものとします。ただし、この場合、会員規約第10条第8項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足り</u></p>

ないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、分割払い利用代金等に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。

3. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第 10 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとしたします。

<別表>

(1) ペイフレックスにおける残高スライド弁済額表

毎月の締切日におけるペイフレックスの未決済残高 (円)	① 弁済金 (円)
500,000 以下	25,000
500,001 以上、1,000,000 以下	50,000
1,000,001 以上、1,500,000 以下	75,000
以降同様に残高 50 万円まで増加ごとに	25,000 加算

\*弁済金は、元本返済額および手数料金額の合算です。

(2) ペイフレックス利用代金およびこれに対する手数料、弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を 14.9%、会員規約第 10 条第 1 項の支払期日を毎月 10 日、利用残高 500,000 円に対応する弁済金を 25,000 円、会員規約第 10 条第 1 項の毎月の締め日を各月 20 日とします。また、A 月 20 日のペイフレックス利用代金の未決済残高を 500,000 円とし、A 月 21 日から翌 B 月 20 日までの間には、新たなカード利用はなかったものとしたします。なお、この間 B 月 10 日に弁済金 25,000 円 (A 月 20 日までの手数料を 2,245 円とし、弁済金にはこれが含まれています) が決済されたとしたします。

<別表>

1. リボルビング払い

(1) リボルビング払いにおける残高スライド弁済額表

毎月の締切日におけるリボルビング払いのご利用代金の未決済残高 (円)	弁済金 (円)
500,000 以下	25,000
500,001 以上、1,000,000 以下	50,000
1,000,001 以上、1,500,000 以下	75,000
以降同様に残高 50 万円まで増加ごとに	25,000 加算

\*弁済金は、ご利用代金と手数料に対する弁済の合算額です。

(2) リボルビング払いのご利用代金およびこれに対する手数料、弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を 14.9%、会員規約第 10 条第 1 項の支払期日を毎月 10 日、利用残高 500,000 円に対応する弁済金を 25,000 円、会員規約第 10 条第 1 項の毎月の締め日を各月 20 日とします。また、A 月 20 日のリボルビング払いのご利用代金の未決済残高を 500,000 円とし、A 月 21 日から翌 B 月 20 日までの間には、新たなカード利用はなかったものとしたします。なお、この間 B 月 10 日に弁済金 25,000 円 (A 月 20 日までの手数料を 2,245 円とし、弁済金にはこれが含まれています) が決済されたとしたします。

<p>A 月 21 日から B 月 20 日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金は、次のようになります。</p> <p>未決済残高 A 月 21 日から B 月 9 日までの 19 日間：：500,000 円</p> <p>B 月 10 日から B 月 20 日までの 11 日間：：477,245 円</p> <p>手数料 (500,000 円 × 14.9% × 19 日 ÷ 365 日) + (477,245 円 × 14.9% × 11 日 ÷ 365 日) = 6,021 円</p> <p>弁済金 25,000 円</p> <p><u>元本充当分</u> 25,000 円 - 6,021 円 = 18,979 円</p>	<p>A 月 21 日から B 月 20 日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金 (<u>B 月の翌月 10 日が支払期日のもの</u>) は、次のようになります。</p> <p>ご利用代金の未決済残高 A 月 21 日から B 月 9 日までの 19 日間： 500,000 円</p> <p>B 月 10 日から B 月 20 日までの 11 日間： 477,245 円</p> <p><u>(500,000 円 + 2,245 円 - 25,000 円)</u></p> <p>手数料 (500,000 円 × 14.9% × 19 日 ÷ 365 日) + (477,245 円 × 14.9% × 11 日 ÷ 365 日) = 6,021 円</p> <p>弁済金 25,000 円</p> <p><u>ご利用代金の未決済残高への充当分</u> 25,000 円 - 6,021 円 = 18,979 円</p>																				
<p>(新設)</p>	<p>2. 分割払い</p> <p>(1) <u>分割払いのお支払回数、お支払期間、手数料率について</u></p> <table border="1" data-bbox="836 1055 1485 1301"> <tr> <td>支払回数</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>支払期間 (月)</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>手数料率 (%)</td> <td>14.9</td> <td>14.9</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>利用代金 100 円当たりの手数料</td> <td>2.49</td> <td>4.35</td> <td>8.08</td> </tr> <tr> <td>の額 (円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>*上記「利用代金 100 円当たりの手数料の額」は、ご利用代金 100 円当たりの手数料の額を小数点以下 3 位切り上げで示しており、実際にお支払いいただく金額は、端数処理により、下記お支払例とは若干異なることがあります。</p> <p>(2) <u>分割払いのお支払例</u></p> <p>利用代金 300,000 円、6 回払いの場合</p> <p>① <u>分割払手数料</u> 300,000 円 × (4.35 円 ÷ 100 円) = 13,050 円</p> <p>② <u>支払総額</u> 300,000 円 + 13,050 円 = 313,050 円</p> <p>③ <u>分割支払金</u> 313,050 円 ÷ 6 回 = 52,175 円</p>	支払回数	3	6	12	支払期間 (月)	3	6	12	手数料率 (%)	14.9	14.9	14.9	利用代金 100 円当たりの手数料	2.49	4.35	8.08	の額 (円)			
支払回数	3	6	12																		
支払期間 (月)	3	6	12																		
手数料率 (%)	14.9	14.9	14.9																		
利用代金 100 円当たりの手数料	2.49	4.35	8.08																		
の額 (円)																					
<p>(2020 年 6 月 12 日改定)</p>	<p>(2023 年 1 月 31 日改定)</p>																				

## ●個人情報の取扱いに関する同意条項および重要事項新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
本同意条項および重要事項は、 <u>アメリカン・エクスプレス・ビジネス・カード</u> 会員規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。	本同意条項および重要事項は、 <u>アメリカン・エクスプレスのビジネス・カード</u> 会員規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。
<b>第 4 条（不同意の場合）</b> 当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続を取ることがあります。ただし、第1条第2項（3）（4）の取扱いを承認しない場合はこの限りではありません。	<b>第 4 条（不同意の場合）</b> 当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本同意条項および重要事項に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続を取ることがあります。ただし、第1条第2項（3）（4）の取扱いを承認しない場合はこの限りではありません。
(2022年4月1日改定)	(2022年11月1日改定)